

京都市上下水道局告示第65号

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、琵琶湖疏水記念館における刊行物等
売払代金の納付に係る指定代理納付者を、次のとおり指定することを告示します。

令和3年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定代理納付者の名称及び所在地

P a y P a y株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者に納付させる収入の種類

琵琶湖疏水記念館における刊行物等の売払代金

3 指定代理納付者に収入の納付を開始させる日

令和3年3月30日

(上下水道局総務部総務課)